

# 学校いじめ防止基本方針

平成26年3月3日  
(令和5年3月6日改定)

横浜市立初音が丘小学校

# 横浜市立初音が丘小学校いじめ防止基本方針

平成26年4月1日策定（令和5年3月6日改訂）

## 1 いじめ防止に向けた学校の考え方

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

### (2) いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人のかかわり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因にもなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

いじめ根絶、未然防止に向けて次のような重点方針を定めて組織的に取り組みます。

○いじめの未然防止に向けて、本校の重点課題である「豊かな心の育成」に焦点をあて、あらゆる教育活動の場で根気強く指導をしていきます。

- ・日常のあいさつ運動を継続し、地域や保護者の協力を得ながら、気持ちの良いあいさつができる子に育つよう日々声をかけていきます。
- ・道徳の時間の教材や学習展開の工夫をしながら道徳教育の充実を図り、善悪の判断ができる子に育てます。
- ・初音の会などの縦割り活動を充実させ、心豊かな人間関係を築ける子に育てます。
- ・飼育・栽培などの体験的な活動を通して、命の尊さを感じとり、命を大切にしていこうとする子、責任をもって自分の仕事を果たそうとする子に育てます。

○いじめの早期発見と迅速な早期対応により、いじめ被害の未然防止等に向け、教職員が一体となった取組を継続的に行います。

- ・いじめを見逃さない体制と迅速な情報交換をする教職員組織体制を構築します。
- ・いじめを見逃さない教職員の洞察力や人間関係改善に向けた指導力を高めます。
- ・子どもが学校において安心して相談できる人間関係を築くとともに、関係機関との教育相談体制を構築します。

○日常的に子どもや保護者との情報交換ができるようにし、重大事態にいたることのないよう保護者及び各種関係機関と協働体制を構築し支援環境作りを行います。

- ・日常的な観察や学校での状況を面談等の機会を捉えて保護者に知らせたり、経過について定期的に報告したりします。
- ・学校カウンセラーやS S Wなど関係諸機関と連携強化により、いじめの発生状況に応じた適切な対処と措置を行います。

## 2 学校いじめ防止対策委員会の設置

### (1) 委員会の構成員

- 校長、副校長、主幹教諭、教務主任、児童支援専任、必要に応じて学年主任、養護教諭
- ・教務会、児童指導委員会、学年研究会等においても事案に応じた対応協議を行います。
- ・いじめの状況により必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求めます。

### (2) 委員会の運営

- ・対策委員会を常設し毎月開催する。また、いじめの疑いがあった段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。
- ・校長は学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

### (3) 委員会の活動内容

#### ●未然防止

- ・いじめ未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり。
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童生徒及び保護者に周知。

#### ●早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報の窓口の設置
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・いじめを受けた児童生徒に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

#### ●取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施。
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCAサイクルの実行を含む）

## 3 いじめの未然防止、早期発見、事案対処

### (1) いじめの未然防止

- 学校教育の基盤を人権教育におき、教材開発、単元計画策定、適切な指導と評価による自己肯定感・有用感のもてる教育活動を展開します。
- 全校遠足や運動会等、縦割り活動による異年齢集団の活動を通して、自己の存在の大切さや集団への帰属意識や貢献している自己有用感をもてるようにします。
- 児童会で行う「あいさつ運動、集会活動、全校遠足、ユニセフ募金活動等」の機会を通して共に社会のために貢献する大切な仲間として、認め合い、尊重し合える人間関係づくりに取り組みます。
- 教職員は具体的事例、事案対処の方策等について研修を行い、いじめを見抜く目と感性を磨き、課題解決のための指導力向上を目指します。

### (2) いじめの早期発見

- 学校教育の基盤を人権教育におき、教材開発、単元計画策定、適切な指導と評価による自己肯定感・有用感のもてる教育活動を展開します。

○ペア学年遠足や運動会による異年齢集団の活動を通して、自己の存在の大切さや集団への帰属意識や貢献している自己有用感がもてるようにします。

○児童会で行う「あいさつ運動、集会活動、異学年交流、ユニセフ募金活動」の機会を通して共に社会のために貢献する大切な仲間として、認め合い、尊重し合える人間関係づくりに取り組みます。

(3) いじめに対する措置

○いじめ防止対策委員会により、加害者、被害者、暗黙の支持者の生まれる原因とその状況が理解できる資料を基にして研修と保護啓発の取組を行います。

○いじめの被害があった場合は被害児童の保護を最優先するとともに、加害児童及び保護者に対しては、確かな根拠に基づき、厳正にして適切な指導により解決を図ります。

○必要に応じて、警察署等関係機関、専門機関との連携を図り、迅速対応します。

(4) いじめの解消

○いじめの解消している状態とは、「いじめに係る行為が少なくとも3ヶ月（目安）止んでいること」「いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の要件が満たされていることをいう。一定期間の見守りや被害児童生徒及び保護者へ解消具合を確認します。

(5) 教職員の研修

○教職員は具体的事例、事案対処の方策等について研修を行い、いじめを見抜く目と感性を磨き、課題解決のための指導力向上を目指します。

(6) 学校運営協議会等の活用

○「学校運営協議会」「学校、家庭、地域連携事業実行委員会」「地域懇談会」を通じて、いじめの問題や学校が抱えている課題等を保護者地域と共有し、連携・協働して取り組みます。

(7) 取組の年間計画

月	取組内容	
4月	いじめ防止基本方針の確認と研修 はつねスタンダード配付（学級での指導）	入学式、学年集会学校説明会、 学校便り等で基本方針説明
5月	学校説明会でいじめ防止基本方針の説明 いじめ早期発見のための生活アンケート実施①（記名式）	地域訪問
6月	YPアセスメントシート実施①	よこはま国際平和スピーチ コンテスト
7月	横浜子ども会議（中学校ブロックでの話し合い）	学校運営協議会① 個人面談
8月	いじめ防止校内研修実施 横浜子ども会議（橘中学校ブロック交流会）	
9月	横浜子ども会議（保土ヶ谷区交流会）	
10月	横浜いじめ市民フォーラム開催	
11月	YPアセスメントシート実施②	学・家・地連
12月	いじめ解決一斉キャンペーン実施 いじめ早期発見のための生活アンケート実施②（無記名）	個人面談 学校評価アンケート実施
1月	人権福祉委員会による全校あいさつ運動実施	
2月		学校運営協議会②
3月	年間の振り返り、新年度への引継ぎ	
年間	いじめ防止対策委員会（月1回・随時） 中学校ブロック専任会での情報共有、研修（月1回）	

#### 4 重大事態への対処

##### (1) 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在席する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号)、「いじめにより当該学校に在席する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号)

##### (2) 発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合(疑いを含む)は、直ちに教育委員会に報告する。

#### 5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う(PDCAサイクル)。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じます。